

## 話 題

### 日本水産学会と中国水産学会との 学術交流協定の締結について

胡 夫祥

日本水産学会国際交流委員会委員

標記の調印式が2011年1月15日(土)中国北京市内の中国農業部ゲストハウス(永安賓館)の会議室において行われた。

中国水産学会は1963年に設立された中国科学技術協会と農業部所属の団体である。学会には専門分野ごとに海水・淡水養殖部会、漁業資源・環境部会、水産漁撈部会、水産品利用・加工部会など16の分科会があり、地方の各大学、研究所等が運営を担当している。また、会員サービスとして沿岸地域には“会員の家”も設立されている。北京の事務局には科学技術普及処、学術交流処、漁業戦略研究センターがあり、20数名の職員で運営されている。中国水産学会は中国農業部管轄の学会(56学会)の中で農学会に次ぎ、2番目の学会として評価されている。学術大会として毎年10月頃に年大会1回、若手学術大会1回を開催している。また、学会誌等として“水産学報”、“海洋漁業研究”、“淡水漁業研究”、“科学養魚”、“漁業科学進展”を刊行している。

日本水産学会と中国水産学会との学術交流協定締結の経緯について、2006年10月に日本水産学会会長宛に司徒建通中国水産学会常務副理事長兼秘書長から中国水産学会の状況説明と学術交流を希望するとの書簡があり、日本水産学会から「両学会の事務局レベルで交流等を検討し、その後必要とあれば両学会の会長による懇談会を開催する」との返答から交流が始まった。2007年5月に中国の青島市で開催された「世界養殖水産物貿易大会」(中国農業部・FAO共催、中国水産学会が運営担当)に日本水産学会代表団の派遣要請があったが、諸般の事情で見送らざるを得なかった。その後、2009年10月に渡部終五国際交流委員長が青島市で開催された国際シンポジウムに出席された際に、司徒建通秘書長および劉雅丹科学技術普及処長と会談し、両学会間の学術交流を進めることが確認された。そこで、2010年3月に日本大学生物資源科学部で開催された平成22年度第1回国際交流委員会において、中国水産学会との学術交流協定の締結が両学会の発展にとって意義あるものと認め、交流協定の内容を協議するために中国水産学会へ委員を派遣することとした。2010年10月に渡部終五国際交流委員長と胡夫祥委員が北京の中国水産学会事務局を訪問し、図1, 2に示す協定書の原案を協議し、早期の締結を合意した。



図1 協定書(日本語)

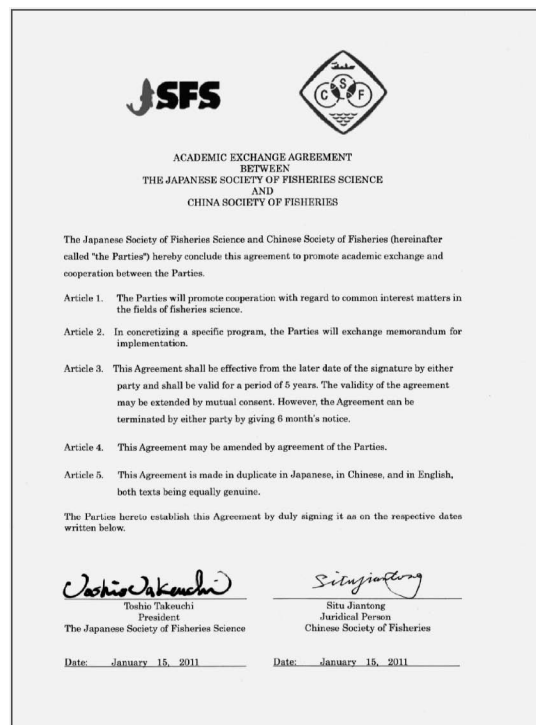


図2 協定書(英語)

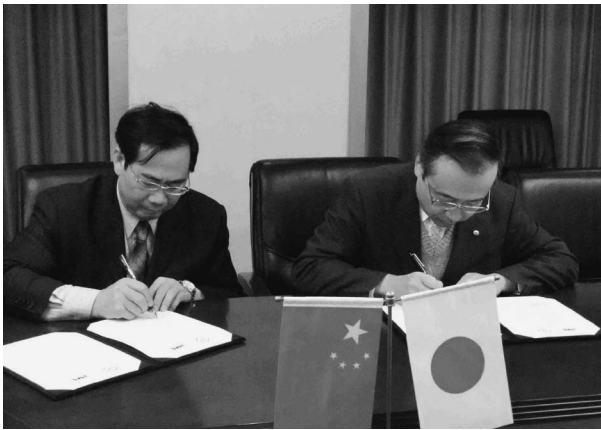


図3 調印式の様子  
右側、竹内俊郎日本水産学会会長  
左側、司徒建通中国水産学会法人代表、常務副理事長  
兼秘書長



図4 協議の様子

調印式は2011年1月15日(土)に中国北京市内の中国農業部ゲストハウス(永安賓館)の会議室で行われた。調印式では、竹内俊郎会長と司徒建通中国水産学会法人代表によりそれぞれ日本水産学会と中国水産学会の現状について説明がなされた後に、双方が協定書の内容を確認し、英語、日本語、中国語でそれぞれ2部ずつ作成された協定書に竹内会長と司徒法人代表がそれぞれ署名した(図3)。協定書は両学会で1部ずつ保管されてい

る。なお、調印式には竹内会長と司徒法人代表、胡夫祥国際交流委員のほか、中国水産学会側から、曲宇風副秘書長、呉凡修学术交流処長と劉雅丹科普処長が参加した。

調印後、今後の交流の具体例について話し合われた(図4)。その内容は概ね以下の通りである。

1. 2011年3月に開催される日本水産学会春季大会(東日本大震災で中止になったため、9月の秋季大会に変更となった)に司徒建通法人代表の来日が困難なため、代表として曲宇風副秘書長以下5名が来日し参加する。曲副秘書長には総会での挨拶と中国水産学会のご紹介をお願いするとともに、6名全員を懇親会に招待し、ご挨拶もして頂く。曲副秘書長と劉科普処長の2名の宿泊費を日本水産学会が負担する。
2. 来年10月末に開催される中国水産学会の年大会に日本水産学会の代表を派遣する。また、若手学術大会にも2~3名程度の講演者を派遣する。中国での宿泊費は中国水産学会が負担する。今後互いに相手側の学会大会に代表者を派遣する際には、同様な費用負担とする。
3. 合同シンポジウムを定期的に開催する。互いに4~5名程度の講演者の交通費は各自負担するが、宿泊費は開催地側が負担する。ただし、シンポジウムの開催・運営費用については今後検討する。
4. 両学会で学会誌を交換する。日本水産学会側はFS誌と日本水産学会誌を、中国水産学会側は水産学報、海洋漁業研究、淡水漁業研究、科学養魚、漁業科学進展を送付する。
5. その他、互いに会員の入会を勧めるとともに、水産学知識の普及、研究者や漁業者の交流および情報交換に協力する。
6. 今回協議した内容を両学会(日本側は国際交流委員会、理事会)で確認し、交流の詳細を決定するとともに、将来課題について速やかに意見交換を行って交流の成果を上げる。

以上、本誌に掲載するために多少の解説も含めて合意の内容を紹介した。今後、この学术交流協定に基づき、両学会がますます発展することを期待する。